

平成20年度 税 制 改 正

4月30日に成立した平成20年度税制改正では、昨年に引き続き、主に減価償却関係の改正が行われ、機械・装置の法定耐用年数が整理され、また、事業承継税制が抜本的に見直しされるなど、中小企業にとり大きな影響がある改正といえます。また、法人会にとって影響のある、「公益法人制度改革」に対応する税制上の措置が図られています。ここでは、主だった改正点につき解説いたします。

1 減価償却資産の耐用年数の見直し等

(1) 法定耐用年数の見直し

法定耐用年数については、実態に即した使用年数を基に、耐用年数の見直しが行われました。また、資産区分については、項目数の多い別表第二（機械・装置）を中心に、資産区分の整理が行われました。

〔現行耐用年数の見直し〕

別表第一（機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表）	
別表第二（機械及び装置の耐用年数表）	→ 390区分→55区分
別表第三（無形減価償却資産の耐用年数表）	
別表第四（生物の耐用年数表）	→ 実態に合わせ見直し
別表第五（汚水処理用減価償却資産の耐用年数表）	→ 統合
別表第六（ばい煙処理用減価償却資産の耐用年数表）	
別表第七（農林業用減価償却資産の耐用年数表）	→ 別表第一・二に統合
別表第八（開発研究用減価償却資産の耐用年数表）	

※既存の減価償却資産を含め、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されます。

(2) 短縮特例制度

本特例の適用を受けた減価償却資産について軽微な変更があった場合、本特例を受けた減価償却資産と同一の他の減価償却資産の取得をした場合等には、改めて承認申請をすることなく、変更点等の届出により短縮特例の適用を受けることができますようになります。

2 事業承継税制

事業承継税制の抜本見直しについては「中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律」（仮称）の制定を踏まえて、平成21年度税制改正で「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」が創設されます。

この制度では、①事業承継相続人が非上場会社を経営していた被相続人から相続等によりその会社の株式等を取得しその会社を経営していく場合には、その事業承継相続人が納付すべき相続税のうち、相続等により取得した議決権株式等（相続開始前から既に保有していた議決権株式等を含めて、その会社の発行済議決権株式の総数等の3分の2に達するまでの部分）に係る課税価格の**80%に対応する相続税の納税が猶予**。②納税猶予の対象となる株式等のみを相続とした場合の相続税額から、その株式等の金額の20%に相当する金額の株式等のみを相続とした場合の相続税額を控除した額が猶予税額とされる。③その事業承継相続人が納税猶予の対象となった株式等を死亡の時まで保有し続けた場合等の一定の場合には、**猶予税額が免除**されるなど、軽減割合が大幅に拡充されています。

ただし、④その事業承継相続人が、相続税の法定申告期限から5年の間に、代表者でなくなる、その他の事情により「中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律」（仮称）に基づき経済産業大臣の認定が取り消された場合等には、**猶予税額の全額を納付**。⑤その際には相続税の法定申告期限からの**利子税も併せて納付**。⑥この特例の適用を受けるためには、原則として、納税猶予の対象とな

った株式等のすべてを担保に供しなければならない等の措置が図られています。

また、この制度は「中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律」(仮称)施行日以後の相続に遡って適用されることになっています。

3 公益法人制度改革への対応等

公益法人制度改革による新たな法人制度の創設に伴い、次のとおり公益法人関係税制の整備が行われました。

(1) 新たな法人制度における社団法人・財団法人に対する課税

①公益社団法人及び公益財団法人

イ 各事業年度の所得の金額のうち収益事業から生じた所得について法人税を課税する。なお、収益事業の範囲から公益目的事業に該当するものを除外する。

ロ 収益事業に属する資産のうちから自らの公益目的事業のために支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなす。

ハ 寄附金の損金算入限度額は、次のいずれが多い金額とする。

(イ) 所得の金額の100分の50相当額

(ロ) 上記ロの金額のうち、公益目的事業のために充当し、又は充当することが確実であると認められるもの

ニ 公益社団法人及び公益財団法人が支払を受ける利子等に係る源泉所得税は非課税とする。

②収益事業課税が適用される一般社団法人及び一般財団法人

次の一般社団法人及び一般財団法人については、各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得について法人税を課税する。

(イ) 剰余金の分配を行わない旨が定款において定められていること等の要件に該当する一般社団法人及び一般財団法人

(ロ) 会員に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的としていること等の要件に該当する一般社団法人及び一般財団法人

③全所得課税が適用される一般社団法人及び一般財団法人

一般社団法人及び一般財団法人のうち上記①及び②のいずれにも該当しないものは、法人税法上、普通法人とする。

④特例民法法人

従前どおり、所得税法上の公共法人等及び法人税法上の公益法人等とする。

(2) 寄附税制

特定公益増進法人及び相続財産を贈与した場合に相続税が非課税とされる法人の範囲に、公益社団法人及び公益財団法人を加えるほか、特例民法法人に係る所要の経過措置等が行われました。

(3) その他

次のとおり、公益法人関係税制等について所要の整備が行われました。

①公益社団法人及び公益財団法人に係る役員の変更登記等又は公益認定の際の変更登記について登録免許税が非課税とされました。また、一般社団法人及び一般財団法人の設立登記等については1件につき6万円の登録免許税を課税することとされました。

②一般社団法人及び一般財団法人を消費税法別表第三に加えることとされました。

③その他所要の整備が行われました。

以上の内容につきましては、「平成20年度税制改正の要綱」外、改正案を基に作成しています。また、事業承継税制については、詳細を今後も説明してまいりたいと考えています。なお、税制改正の詳細等につきましては、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) をご確認ください。

川崎南税務署法人課税第1部門法人審理担当